

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた皆さんへ

大阪工業大学 学生部長 西川 出

日本学生支援機構の奨学金の返還に関するご注意

在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

奨学金は口座振替により返還することとなっておりますが、例年、最初の引き落としができない方が多く存在するという事実を、日本学生支援機構から連絡を受けています。

日本学生支援機構の奨学金は、先輩奨学生からの返還金が後輩奨学生の奨学金の原資になるという仕組みとなっております。そのため、引き落としができていないと後輩奨学生の奨学金貸与に支障をきたすこととなります。

また、奨学生であった皆様にとっても、引き落としができていないと、長期の延滞に陥る恐れがあります。

本学では、そのような状況に陥る卒業生がないよう、在学中から様々な機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて注意喚起のためホームページに掲載いたしました。

あなたの返還金は、口座からきちんと引き落とされていますか。あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。今一度、ご確認ください。

なお、既に返還済み、または在学届の提出や返還期限猶予などの手続き済みの方は、特に手続きの必要はありません。

■返還が困難になった場合

経済的な事由などで返還が困難であるときは、「減額返還制度」や「返還期限猶予制度」などの制度がありますので、至急、下記の日本学生支援機構の相談窓口へ申し出てください。ご相談の際には、奨学生番号をお伝えください。

制度についての詳細は、「返還のてびき」または日本学生支援機構のホームページからご確認ください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>

返還に関するご不明点は、下記の窓口までお問い合わせください

■日本学生支援機構相談窓口 ナビダイヤル

0570-666-301

■海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル

03-3743-6100